

第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託

(2) 目的

平成12年(2000年)施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている人権教育、啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務に基づき、本市の人権施策の指針として第4次宝塚市人権啓発及び人権啓発基本方針(以下、「第4次基本方針」という。)を策定します。

本基本方針に基づき人権施策を実施することで、総合計画に掲げている「すべての人の人権が尊重され、平和の下、誰もがありのままに自分らしく生きているまち」の実現をめざします。

(3) 業務内容

別紙「第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和10年(2028年)3月31日

2 提案限度額

4,800,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

なお、見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とします。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間:令和8年(2026年)6月10日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法:質問書(様式5)により作成の上、電子メールにより提出すること。なお、提出後、電話により提出した旨の報告をすること。
- ※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 提出先 :宝塚市役所 総務部 人権平和・男女共同参画課
メールアドレス m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp
電話番号 (0797)77-9100(直通)
- (4) 回答日 :令和8年(2026年)6月19日(金)
- (5) 回答方法:すべての質問に対する回答については市ホームページに掲載。

5 書類の作成及び提出等

(1)提出書類・必要部数

提出書類については、①～⑨の書類を下記の順番で2穴とじファイルに左綴し、正本1部及び副本6部を提出すること。また、電子データ(形式は、Word 及び Excel、PDF のいずれか)についても提出すること。

①参加申請書(様式1) …正本1部 副本6部

②企画提案書(様式2及び任意様式) …正本1部 副本6部

ア 仕様書の「2 委託業務内容」の順番で提案すること。また、アピールポイントを強調して記載すること。
イ 様式の定めのないものについては、原則A4版縦、横書きとします。ただし、図表等について、必要に応じてA3版横も可とします。A3版の場合は片面で2ページとします。

ウ 目次を付すこと。

エ 表紙、目次等を含めて1部につき両面16ページ以内とし、ページ番号を付けること。

③会社概要(様式3) …正本1部 副本6部

④類似業務実績書(様式4) …正本1部 副本6部

⑤見積書(任意様式) …正本1部 副本6部

ア 見積金額が著しく低額な場合は、履行の可能性について、調査を行うことがあります。

イ 見積書の様式は任意としますが、業務の内容や各業務に伴う人件費等の内訳が把握できるようにしてください。

⑥経費の内訳(任意様式) …正本1部 副本6部

⑦業務実施体制(組織体制、人員体制等)(任意様式) …正本1部 副本6部

⑧スケジュール(任意様式) …正本1部 副本6部

⑨添付書類(必要に応じて) …正本1部 副本6部

※宝塚市入札参加資格者名簿に登録を行っていない事業者は、上記に加えて、【別表】追加提出書類(宝塚市入札参加資格者名簿に登録を行っていない提案者)に記載する書類を1部提出すること。

※宝塚市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

(2)提出期限等

①提出期限:令和8年(2026年)6月30日(火)午後5時00分まで(必着)

②提出場所:〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

宝塚市役所 総務部 人権平和・男女共同参画課

③提出方法:持参又は郵送によること。

ア 持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限ります。

イ 郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3)提出書類の変更の禁止

提出期限後において、提出書類の差し替え、再提出はできません。

(4)重複提案の禁止

提案は1事業者につき1つとします。複数の提案は認めません。

(5)著作権の帰属等

提出書類の著作権は、提案者に帰属します。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提出書類の内容を宝塚市が無償で使用できるものとします。提出書類に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(6)提案の辞退

書類の提出後、提案を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式6)を提出すること。

6 審査方法

(1)本市が設置する「第4次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針策定等支援業務委託プロポーザル審査会」において、事項7で示す審査基準に基づき、提出された企画提案書等の書類審査及び企画提案についてのプレゼンテーションをもとに受託者の能力、企画提案等を審査します。

なお、本プロポーザルは、提案者が1者のみであっても審査を行い選定の可否を決定します。

(2)プレゼンテーション及び審査の実施

実施日 令和8年(2026年)7月8日(水)もしくは7月10日(金)

※審査会の日時、場所等の詳細は、企画提案書提出後、各提案者に通知します。

(3)プレゼンテーションにかかる留意事項

①企画提案書の内容に沿って説明すること。

②プレゼンテーションの時間は20分以内とし、質疑を含め、40分とすること。なお、詳細については、別途通知します。

③提案者からの出席は3人を上限とします。なお、本事業契約後に本事業を統括し、実務にあたる担当者は必ず出席し、説明すること。

④プレゼンテーション当日に、提出書類以外に別途使用する資料がある場合は、プレゼンテーション当日に7部持参すること。

⑤プロジェクターとスクリーンは本市で用意する。(パソコンは提案者で用意すること。)

7 審査基準及び配点

審査における評価項目は以下のとおり

審査項目	評価項目	配点
企画提案	理解度 ・本業務の内容を理解しているか。 ・国等の人権に関する施策の動向・関係法令(仕様書2 委託業務内容(5)ア参照)等の現状をよく理解しているか。	20
	提案力 ・意識調査の集計方法や分析方法等について、有効な提案がなされているか。 ・第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針を踏まえて次期方針の策定について、具体的な手法や、有効な提案がなされているか。	30
実施能力	実施体制 ・本業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる十分な実施体制であるか。	10
	計画性 ・実施スケジュールが業務時間を考慮したうえで効果的かつ適切なものとなっているか。	10
業務実績	類似業務 ・類似業務の実績が優れており、豊富であるか。(人権教育・人権啓発に関する法律に基づく基本方針や基本計画等の策定業務)	20
価格	見積金額 ・見積金額(税込)について、相対的に評価する。 配点(10点)×全提案者中最低見積金額/当該提案者見積金額 ※小数点以下四捨五入	10
合計(審査委員一人あたり)		100

8 日程

・募集開始(公告) 令和8年(2026年)6月1日(月)

・質疑受付締切	令和8年(2026年)6月10日(水)午後5時00分まで
・質疑回答	令和8年(2026年)6月19日(金)
・書類提出期限	令和8年(2026年)6月30日(火)午後5時00分まで
・プレゼンテーション審査	令和8年(2026年)7月8日(水)もしくは7月10日(金)
・結果通知	令和8年(2026年)7月中旬頃
・契約締結	令和8年(2026年)7月下旬頃
・業務開始	令和8年(2026年)8月中旬頃

9 受託候補者の選定

審査基準に基づいて採点した結果、最も評価点が高い提案者を受託候補者とし、次に評価点が高い提案者を次点者として、市が選定します。ただし、価格点を除く評価点が60%未満の場合*には不採用とします。

提案者が1事業者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、価格点を除く評価点が60%未満の場合*には不採用とします。

受託候補者の選定において、同点の提案者が複数あった場合は、価格点を除いた評価点が高い提案者を上位とします。さらに、評価点と同点の提案者が複数あった場合は、審査項目の企画提案の点数が高い提案者を上位とし、企画提案の点数が同点の提案者が複数あった場合は評価項目の提案力の点数が高い提案者を上位とします。

*価格点を除く評価点が60%未満の場合とは、評価を行った委員の価格点を除く評価点の合計が総配点(審査会委員1人あたり90点×評価を行った委員数)の60%未満の場合をいいます。

10 審査結果の通知

審査結果は、書面により令和8年(2026年)7月中旬頃に提案者全員に通知します。

11 審査結果の公表

審査結果について、次の項目を市のホームページで公表します。

- (1)業務名
- (2)参加者数
- (3)選定された者の名称
- (4)審査結果(選定理由、各提案者の評価点)

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1)提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。

- (2)提出書類の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3)虚偽の申請を行ったとき。
- (4)プロポーザルの手続きの過程(公告開始から契約締結まで)で、前記 3 参加資格の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (5)審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (6)プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (7)見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき。

13 契約の締結

- (1) 受託候補者選定後、市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うこととします。その場合、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとします。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点者と協議を行い、契約相手方とします。(プロポーザルへの参加者が1者の場合を除きます。)
- (3) 受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがあります。

14 その他留意事項

- (1)提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2)公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3)受託候補者の選定後に、管理者及び担当者を変更することはできないものとします。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合は、市と協議すること。
- (4)提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 提出書類は、宝塚市情報公開条例第 5 条に基づく公開請求等があった場合、原則公開となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。また、本プロポーザルの受託候補者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者決定後の公開とします。

15 担当部署(問い合わせ先)

宝塚市役所総務部人権平和・男女共同参画課

宝塚市東洋町1-1

メールアドレス m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

電話番号 (0797)77-9100(直通)